

## 7) 法動態部門

### 吉田広志（准教授・知的財産法）

平成24年度の活動成果は、基盤研究（C）「知的財産高等裁判所の功罪と多元分散志向の可能性—大合議判決をキーワードとして—」に基づいて行った。この研究は、大きく分けて2つの柱から進めている。1つは、通常部判決および下級審判決に対する知財高裁大合議判決の影響力を検討して大合議判決の意義の実質性を調査するとともに、大合議判決に至っていないが下級審や通常部で対立している論点を指摘し、なぜ大合議判決の対象にならないかを検討することで、大合議判決とはどうあるべきかを究明する判例研究的な側面である。

もう1つは、知財高裁を題材として、「法的ガバナンスの一元化論」を批判的見地から再構成し、裁判所すなわち司法内における判断一元化の功罪を明らかにするとともに、司法内部、および司法のほかに立法や行政、市場やその他の組織を法的ガバナンス主体に多元的に加えていく可能性について研究するという司法制度論的な側面である。

平成24年度はもっぱら、前者の研究を進め、論文を4本投稿・発表した。

そのうち1つは、本研究の主要部分を構成する事になる、プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する知的財産高等裁判所大合議判決（知財高判平成24年1月27日・プラバスタチンナトリウム事件）の研究（判例時報2160号164-182頁）である。

この論説では、過去に発表した論文（拙稿「プロダクト・バイ・プロセス・クレームの特許適格性と技術的範囲」（知的財産法政策学研究12号241～299頁（2006年）・知的財産法政策学研究13号131～170頁（2006年））の研究成果を活用し、また当時の裁判例・学説の変遷を踏まえた上、過去の関連裁判例と今回の大合議判決との関係性を重視した。また、過去の最高裁判決（リパーゼ事件）との関係についても詳しく研究した。判決は、従来見られなかった新たな解釈手法を打ち出したため、それについて重点的に研究を行った。

この研究に基づいて、日本弁理士会主催の公開フォーラム（2回、東京及び大阪）で研究発表を行い、成果を実務家に還元するとともに、多くの実務家から意見聴取・議論を行うことができた。また、同志社大学研究会でも報告し、多くの研究者と意見交換を行った。この論説および研究発表は、本研究課題の大きな柱として位置付けられる。この先もフォローする。

その他、出願に係る発明についての補償金請求権について、過去の最高裁判決で未解決とされた論点に言及した判決（知財高判平成22年5月27日ゴルフクラブ事件）について、判旨を批判する論文（新・判例解説 Watch 誌）を発表した。補正却下手続きに関する判決（知財高判平成23年10月4日逆転洗濯方法事件）について判例評釈（新・判例解説 Watch 誌）を発表するとともに、過去の裁判例・学説との関係を調べ、解釈論ではあまり活用されていなかった条文に着目した新たな学説を打ち出した論文を発表した（特許研究55号71-83頁）。